

令和5年度公益財団法人群馬県農業公社

農地中間管理事業評価委員会議事録

1 日 時 令和5年6月22日（水）午後1時30分～午後14時45分

2 場 所 群馬県庁29階 第2特別会議室

3 委員数 6名

4 出席委員 5名

委員長 砂 盃 徹

委員 恩田 昭一

委員 草 苺 仁

委員 清水 由紀江

委員 関根 正敏

5 議事

- (1) 令和4年度農地中間管理事業に係る実施状況等について
- (2) 令和4年度農地中間管理事業実施に対する意見について
- (3) その他

6 議事の経過

(1) 開会

大淵事務局次長が、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会を開会する旨述べた。

(2) 開会あいさつ

○横室理事長が、開会のあいさつを行った。

あいさつ要旨

- ・開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。
評価委員の皆様には、ご多忙の中、ご参集いただき感謝申し上げます。
- ・本委員会も昨年度は、コロナの感染状況を注視しながらの開催でありましたが、今回は、少し落ち着いた中で開催することができるようになりました。
- ・とは言え、今後は、昨年度から続くウクライナ紛争による世界経済の影響で電気や食料などの価格が高騰し、農業用資材の高騰による生産コストの増大という課題にも直面しています。農産物の生産基盤の強化・効率化に向け、当公社の役割も重要になってきていると認識しております。
- ・さて、令和4年度の農地中間管理事業の実績ですが、単年度実績として29市町村から457haの農地を借り受け、522haを担い手に転貸することができました。
- ・また、事業を開始した平成26年度からの累計では、上野村を除く、34市町村で実績があり、4,765haを担い手に転貸しております。
- ・公社といたしましては農地中間管理機構として、今般の農地関連法の改正に

- 的確に対応するとともに、より一層担い手への集積・集約化を推進し、本県農業の生産性の向上に寄与して参りたいと考えております。
- ・本日は、令和4年度の実施状況と令和5年度の取り組み等を説明させていただきます。
 - ・委員の皆様におかれましては、取組状況の点検や効果等を検証していただくとともにそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。
 - ・どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 新評価委員紹介

事務局より新評価委員である砂盃群馬県農政部長を紹介する。

(4) 委員長の互選

事務局より前評価委員長の辞任により委員長の選定が必要であり、評価委員会設置要領により委員の互選により定める旨説明する。

清水委員から砂盃委員にお願いしたいとの意見が出た。

この意見に対し、異議無く全員が承認したため、委員長は砂盃委員に決定した。

(5) 委員長あいさつ

○砂盃委員長があいさつを行った。

あいさつ要旨

- ・ただいま評価委員会委員長に任命されました砂盃でございます。委員長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。
- ・本日は、お忙しいところ農地中間管理事業評価委員会にご出席いただき感謝いたします。
- ・県では、10年先の将来を見据えて、「群馬県農業農村振興計画 2021-2025」を策定し、「農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化」を「重点プロジェクト」として位置づけるなど、各種施策に取り組んでいるところです。
- ・国においても、「農業経営基盤強化促進法」、「農地中間管理事業の推進に関する法律」等の一部改正が令和5年4月に施行され、地域の話し合いに基づき、農地中間管理機構を經由した農地の集積・集約化を加速することとしております。
- ・具体的には、これまでの人・農地プランが地域計画として法定化され、地域の話し合いに基づき、令和6年度末までに策定されることとなっております。また、市町村における農用地利用集積計画が廃止となり、農地の貸借等の手続きは、農地中間管理機構によるものに統合されるなど、「農地中間管理機構」は一層その重要度を増すこととなります。
- ・本日は、令和4年度農地中間管理事業の実施状況及び令和5年度の活動方針についてご審議いただきます。
- ・慎重なご審議をお願いするとともに、農地中間管理事業の充実強化を図るた

め、幅広いご意見とスムーズな議事進行にご協力いただけるようお願いして、あいさつとします。

(6) 議事

【砂盃委員長】

「令和4年度農地中間管理事業に係る実施状況等について」関連するため「令和4年度農地中間管理事業実施に対する意見」と併せて事務局に説明を求めた。委員長の求めにより、事務局から説明が行われた。

【砂盃委員長】

説明終了後、委員長より「令和4年度農地中間管理事業に係る実施状況等」及び「令和4年度農地中間管理事業実施に対する」意見を求めたところ、以下の意見、質問があった。

【恩田委員】

基盤強化促進法の利用権から農地中間管理事業による貸借へ移行するとあるが、現在も移行されているのか。

【大淵次長】

基盤強化促進法の利用権が期間満了となり、更新する際に農地中間管理事業に移行することを推進している。

【恩田委員】

基盤強化促進法の利用権の期間は3年、6年、10年が多かったが、期間満了になる度に農地中間管理事業による貸借の実績が上がっているということか。

【八田係長】

現在も基盤強化促進法の利用権が期間満了になったものは、順次、農地中間管理事業に移行していただいている。

【砂盃委員長】

令和7年度までに地域計画の策定となっているが、今年度、期間満了のものも順次、農地中間管理事業に移行しているということか。

【八田係長】

順次、移行している。また、令和7年度以降は農地法を除く手続きは、全て農地中間管理事業に移行する。そのため実績は今までよりも多くなる。

【砂盃委員長】

令和7年度までは、基盤強化促進法の利用権は残り、併存するということか。

【八田係長】

令和5年度と令和6年度は併存する。

【清水委員】

今まで農業委員会が集めていた書類等の段取りは、全て農地中間管理機構が行うということか。

【砂盃委員長】

基盤強化促進法による手続きと農地中間管理事業法に基づく手続きの違いも説明してほしい。

【八田係長】

基盤強化促進法の利用権は、主に農業委員さんの調整や貸し手と借り手が直

接やりとりをして、話しがまとまっているものを市町村が手続きしているもの。
これが期間満了となったら、農地中間管理事業に移行してもらっている。

農地中間管理事業法に基づく手続きについては、人・農地プランが法定化され、将来農地を誰が使うかについて、地域の話し合いが行われる。この話し合いに農業委員や市町村、農地中間管理機構が参加する。地域の話し合いの結果を契約手続きしていく。事前の調整が地域の話し合いの場になる。この本格施行が令和7年度。令和5年度と令和6年度は各市町村、農業委員会で準備をしている。手続きはあまり変わらず、各関係者で協力して進めていくことになる。

【草薙委員】

基盤強化促進法の利用権の更新時に付け替えで、農地中間管理事業により手続きをしたものが新規扱いとなっている。これはこれで良いが、事業のパフォーマンスとして、付け替えによる手続きとそうでないものを分けた方がわかりやすい。

また、付け替えの中でも、単純に付け替えたのか、団地化等に貢献されたのかというところも含めて報告していただければ、事業の評価や農地中間管理機構の努力がわかりやすいのではないかと感じた。

【砂盃委員長】

単なる移行ではなく、新規に担い手に貸し付けられたもの、基盤強化促進法の利用権からの移行によるものを区分けしたほうが、事業の実績の評価をしやすいのではないかと。というご意見ですがそのような管理はできますか。

【八田係長】

内容としては付け替えも多くなっているが、新規の団地化が図られたものは、農業農村整備事業により農地整備がなされ、大きく団地化したものが農地中間管理事業により手続きした実績がある。こういったところを資料として区分するという対応はできると思う。

【横室理事長】

実際にどの程度集積・集約化しているのかというところを工夫して参考になるような指標を作れるよう努力する。

【関根委員】

農地中間管理事業を実際に利用しているし、地域の方からの問い合わせもある。広報活動の中で、広報活動が漏れてしまっている世代がいる。20代に対してショート動画等で広報するのはどうか。

また、農地中間管理事業の期間満了の更新手続きについて、事前に打合せ等があるとメリットがある。

【横室理事長】

広報は十分ではない。若い人に向けて、業務委託先と協力し、工夫しながら広報していきたい。

【恩田委員】

現状、相続の時の相談は農業委員会が窓口。相続人が遠方に住んでいる為、耕作放棄地となる事もある。農業委員会と農地中間管理機構が連携するとその後の対応が楽なのではないか。

【砂盃委員長】

相続の関係ですので、弁護士や税理士、司法書士等の士業の方に対して広報は行っているか。

【横室理事長】

士業の方には、広報できていない。専門家の為、自ら情報を取得して下さる部分もあると思う。

【清水委員】

農業委員会の総会で、相続の話が出た。県外在住の相続人の方は、農地に興味がない。農業委員会としてもそのような相続人に対し、農地をどうするのかという内容の通知を出している。このことに関する会議に農地中間管理機構が入らないため、農業委員会は農地中間管理機構と連携してというのは考えていない。

今後も相続のことは考えていかないといけない。

【横室理事長】

相続は重要な問題で、特にこれから益々相続の関係は出てくる。代替わりして相続した農地を今後、誰が担い手としてやっていくか。条件の良い農地には担い手が付くが、条件の悪いところにはなかなか担い手が付かない。この根本的なところを関係機関や国も含め、制度の中で詰めていかないといけない。

農地の受け渡しの構造も変わってきている。昔は長男が相続して耕すという事が多かったのでスムーズだった。今は、農業をやらない方が相続する。かつ遠方に住んでいることもある。そういう状況の中でどのようにマッチングしていくのかは関係者が協力しながら少しずつ進めていくしかない。

【清水委員】

遊休農地で留まれば良いが、木が生えてしまうとどうにもならない。

【砂盃委員】

前橋市や高崎市のように平場で都市型農業を2反、3反やっているというところもある。また、自分の家が農業をやっていることを知らないというところもある。そういう方が、農地を相続した時に、相続した農地がどこにあるのかわからないという状況もある。そういった時に農地中間管理機構や農業委員会にまずは相談してもらおう。それで問題が解決するわけではないが、相談しない限り、問題を抱えている農地だと認識する機会がない。相談してもらおうというのをひとつのキーワードとして、担い手にマッチングできるよう力を入れていただきたい。

【横室理事長】

相続の問題は益々多くなってくる。我々も含めて行政サイドで、ワンストップで、まずは相談という事を強化していく必要があると思う。

【清水委員】

農地を相続してもどこにあるか、誰に貸しているかわからないという状況もある。

【砂盃委員長】

国は登記を法定化して義務付けている。

【草苺委員】

農地中間管理機構だけでなく JA や関係機関と連携しないとなかなか実行性が上がらないのではないかと。

【横室理事長】

関係機関が連携しながら行っていく。国に音頭をとってもらいながら方向性を出してやっていく。

【恩田委員】

今後、人・農地プランが重要になってくるが、担い手がいない地域が問題。人・農地プランの担い手の確定は、市町村が主体か。

【横室理事長】

法改正後は、市町村が中心となり農地中間管理機構も話し合いの場に参加する。

また、誰が、いつから、どの農地を借りるのかという目標地図を作れていく。

【恩田委員】

各市町村に人・農地プランの担当部署があり、各地区ごとに地図が作成されていくということか。

【横室理事長】

各市町村に担当部署があり、これから作成していこうというところが多い。

【恩田委員】

館林市で土地改良事業の話しが出ている。館林市は水田地帯だが、地域内の担い手で、野菜はやりたいが、水田をやりたくないという人も多い。水田は別の地域の担い手を選定する必要があるため、早めに担い手を選定する必要がある。

【横室理事長】

経過期間として令和5年度、令和6年度が目標地図の計画を立てる期間となっている。

令和7年度からは計画に基づいた貸借ができるようにということになっている。

【砂盃委員長】

地域計画の事務局は市町村で、農地中間管理機構も参画していく。いくつかの地域を跨がる担い手の調整は市町村で行う必要がある。

【横室理事長】

農地中間管理機構には、担い手の情報は基本的にはない。

【恩田委員】

市町村境は担い手の選定が大変。

【横室理事長】

担い手の選定は行政の線引きとは別で行う必要がある。

【砂盃委員長】

その他の「令和5年度農地中間管理事業活動方針」について事務局に説明を求めた。

委員長の求めにより事務局から説明が行われた。

【砂盃委員長】

説明終了後、委員長より「令和5年度農地中間管理事業活動方針」に対する意見を求めたところ、以下の意見、質問があった。

【関根委員】

前橋市では、人・農地プランの地図を既に作っているが、地域計画では、更に詳細に作成する必要があるということか。

【八田係長】

人・農地プランの実質化の際に作成した現状地図を活かし、担い手が決まっていない農地に対して、担い手を選定していく。

【草苜委員】

地域計画の策定について、関係機関との連携や事業の実行性はどのくらいあるか。

【横室理事長】

国が新たな制度展開をしてきたが大きい変化はなく現在に至る。関係機関が多いが、様々な要素の中で、県域機関としての農地中間管理機構が関わっている。現状、効率的な体制とは言えないかもしれないが、国レベルで大きく変えようという動きはないため、関係機関と連携し、進めていくしかない状況である。

農地中間管理機構は行政機関ではなく、政策的に打ち出し誘導するということができない為、決まった枠組みの中で工夫して事業を行うこととなる。

【八田係長】

地域計画を策定するにあたり、県で連絡調整会議を設けている。関係団体が集まり情報共有しながら地域計画の作成に向けて、協力しながら実行性を出していく。

【砂盃委員】

人・農地プラン等、同じ事をやっているように見えているかもしれないが、法定化により、より厳しく道筋をはっきりしてやっていこうということを関係機関が認識していただいて、やっていくしかない。群馬県も過去の経緯を含めて担当課もしっかり話しをしている。新しい方向性に従ってやっていく。

【砂盃委員長】

本日いただいたご意見は後日議事録にして委員の皆様のところへ送付しますが、本日の意見の中で、特に、機構に対して文書にて通知しておくべき事項はありますか。

【全委員】

通知の必要なし。

【砂盃委員長】

委員長から本日予定した議事を全て終了した旨が告げられた。

大淵事務局次長が別添資料の説明を行なった後、閉会を述べた。

以上のとおり、評価委員会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証し、ここに理事長は記名押印した。

令和 5年 6月22日

公益財団法人 群馬県農業公社
理事長 横室光良 ⑩

